（３）免除

一般債権者は、本項第⑵に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

（４）新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア　本項第⑵の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合は、本項第⑶に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵に基づく弁済時に遡って効力を失う。

第３　関係者債権

１　定義

関係者債権とは、協定債権のうち、林部悦子及び櫻井伸浩が有するものをいう。

２　関係者債権についての免除

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

以　上

長野地方裁判所民事部

再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定